

平成29年年次報告書（概要）

平成30年12月
参議院情報監視審査会

1 本報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの。
- 本報告書の対象期間は、平成29年5月1日から平成30年11月30日までの間。

2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
 - (2) 審査会の任務・権限等
- （略）

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を9回開会し、うち調査は8回行った。
- 調査については、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する上川国務大臣に対する質疑を3回行い、うち2回は公開で行った。

(2) 調査の経過及び結果

①調査の概要

- 上川国務大臣から、政府の年次報告（平成29年5月19日）について概要説明を聴取し、質疑を行った。
- 秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方について委員間で合意に至ったことにより、サードパーティールール適用のある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について、公開の審査会を2回（平成30年2月20日、4月3日）開会し、中曽根会長が上川国務大臣に対し、本審査会を代表して質疑を行った。
- 内閣官房(内閣情報調査室)から、政府の年次報告についての補足説明及び平成28年末時点で適性評価のみを実施した12の行政機関における適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。
- 内閣官房(内閣情報調査室)から、本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。
- 内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（平成29年5月19日）について概要説明を聴取し、質疑を行った。
- 平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明の聴取を行った後、本審査会が抽出した計64件の特定秘密の指定又は解除の状況について、関係行政機関から、さらに説明を聴取し、質疑を行った。

②調査の経過（略）

③主な要改善・指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、本審査会として各指摘事項への政府の対応について今後とも引き続き調査を行うこととする。

1 以下の三点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。

- 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
- 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な

説明に努めること。

- 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。

2 また、以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。

- 一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。

- 特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。

- 特定秘密の指定及び保有を行っていない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要な場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。

- 毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。

- サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努めること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかった場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。

- 内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。

さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。

④年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応

- 本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について、平成30年4月11日の本審査会において、内閣官房（内閣情報調査室）から説明聴取した内容を掲載。

(3) 審査の経過及び結果

審査は行われなかった。

- (4) 特定秘密の提出・提示の要求
 - (5) 勧告
- } いずれも行われなかった。